

(6) 地下鉄・地下横断歩道などの出入口

① 連続誘導がある場合

①-1. ブロックの敷設形状

地下鉄・地下横断歩道などの出入口には、出入口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、出入口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

出入口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。地下出入口を誘導する線状ブロックの位置は、地下側での線状ブロックの誘導と連繋した位置を考慮して敷設するものとする。なお、地下側に線状ブロックが無い場合は、出入口の中心を案内するものとする。

<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8敷設の原則4)」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

なお、ガイドラインでは、地下鉄・地下横断歩道などの出入口の周囲に点状ブロックを敷設しているが、出入口以外の部分は壁であり、白杖あるいは視覚(弱視者の場合)による確認が可能と考えられるので、大阪市では出入口部以外は敷設しないものとする。

図6-1 地下鉄出入口・地下横断歩道出入口での敷設(誘導がある場合)

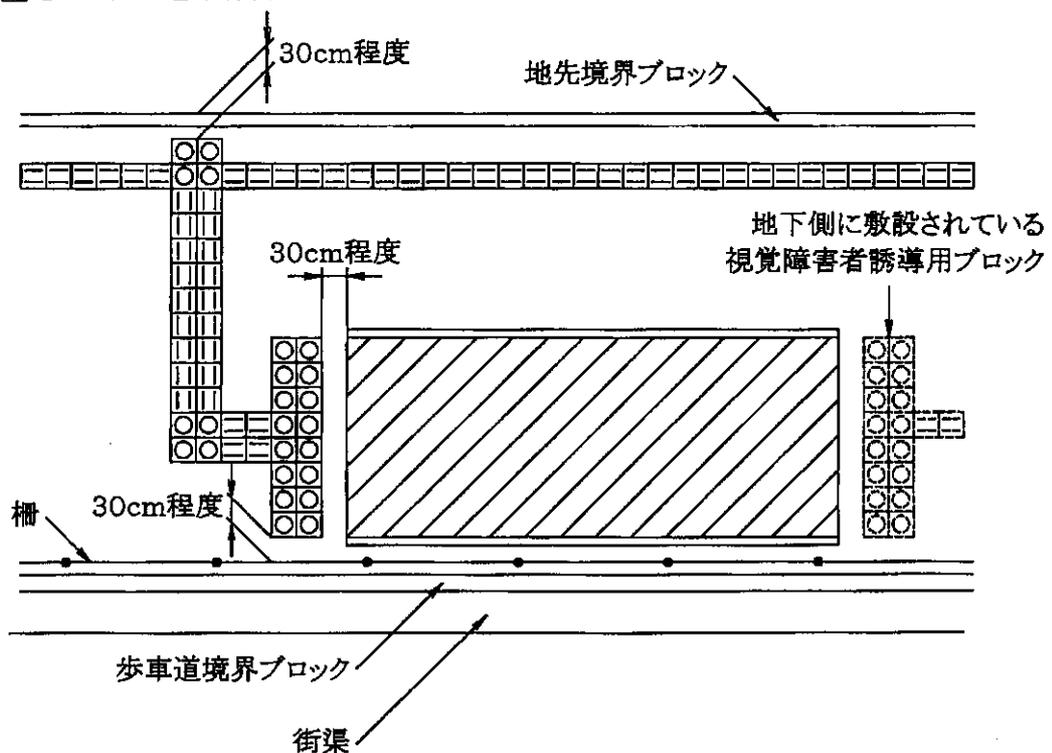


図6-1 つづき

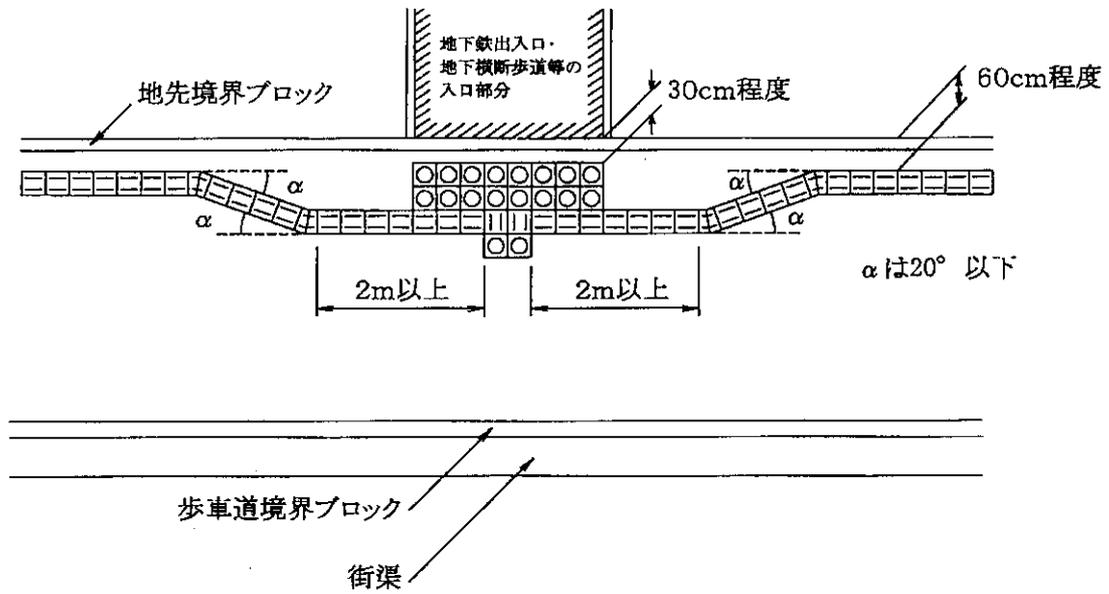
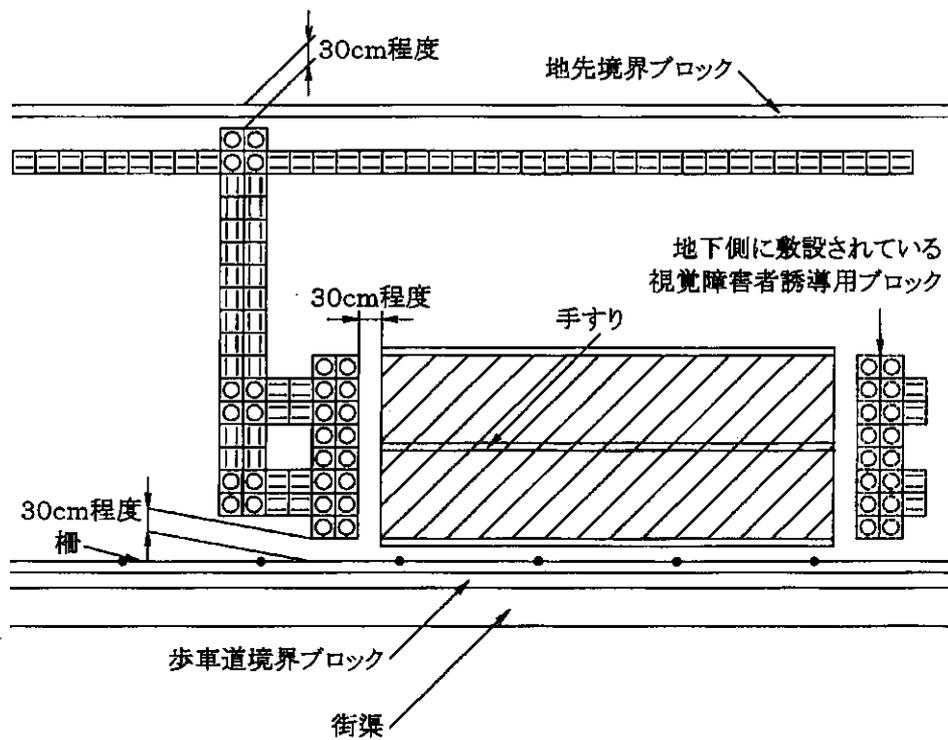


図6-2 地下側で2ヶ所に誘導している場合（誘導がある場合）



② 連続誘導がない場合

②-1. ブロックの敷設形状

地下鉄・地下横断歩道などの出入口には、出入口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、出入口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

出入口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

地下出入口を誘導する線状ブロックの位置は、地下側での線状ブロックの誘導と連繋した位置を考慮して敷設するものとする。なお、地下側に線状ブロックが無い場合は、出入口の中心を案内するものとする。

<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2), ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

なお、ガイドラインでは、地下鉄・地下横断歩道などの出入口の周囲に点状ブロックを敷設しているが、出入口以外の部分は壁であり、白杖あるいは視覚(弱視者の場合)による確認が可能と考えられるので、大阪市では出入口部以外は敷設しないものとする。

図6-3 地下鉄出入口・地下横断歩道出入口での敷設(誘導がない場合)

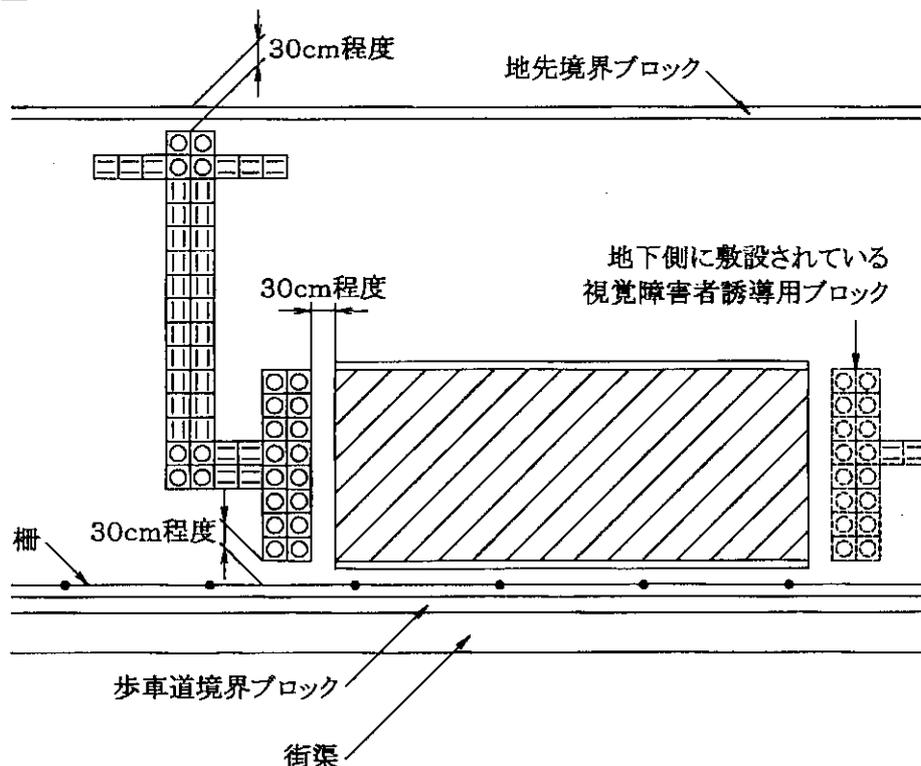


図6-3 つづき

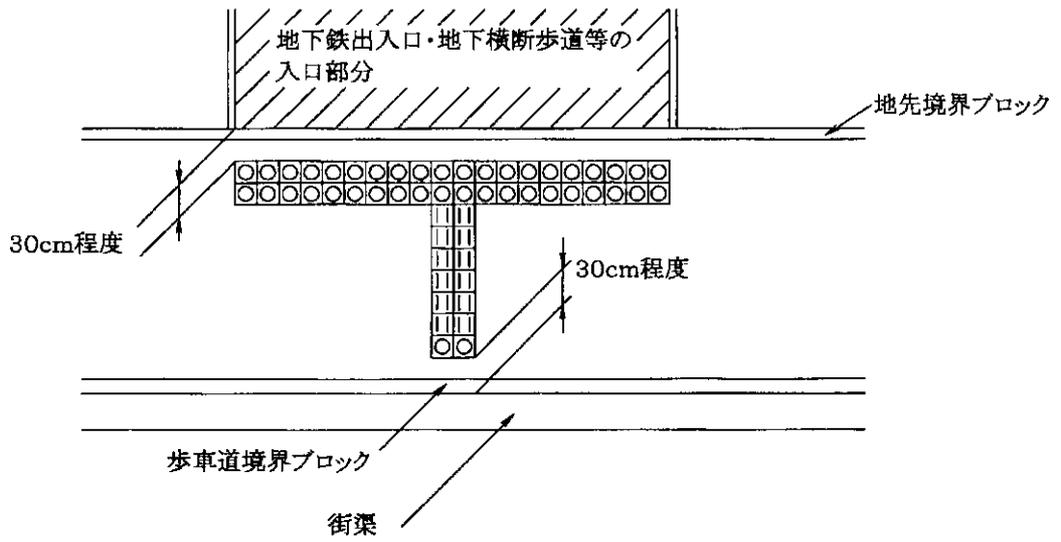


図6-4 地下側で2ヶ所に誘導している場合（誘導がない場合）

